

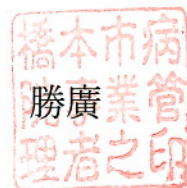


橋本市病院事業告示第1号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納業務を委託したので別紙のとおり公表する。

平成28年4月1日

橋本市病院事業管理者 山本



28028

使用料等の徴収・収納業務を委託しています

橋本市民病院では、使用料及び手数料等の徴収又は収納の業務を委託していますので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定により下記のとおり公表します。

委託した使用料等の徴収 又は収納の業務	使用料等の徴収又は収納の 業務の委任をうけた者	委託する期間
診療費の徴収業務	東京都千代田区神田駿河台 2丁目9番地 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
駐車場使用料の徴収業務	大阪府中央区難波5丁目1 番60号 南海ビルサービス株式会社 取締役社長 廉林 光夫	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで